

「神戸市立文化センター条例施行規則の一部改正」について(概要)

1. 改正の趣旨

- (1)神戸市勤労会館、葺合文化センター、生田文化会館を「中央区文化センター」へ統合のうえ廃止するために必要な改正を行います。

神戸市立中央区文化センターの概要は次のとおりです。

位 置 神戸市中央区東町 115 番地

面 積 約 4,900 m²

- (2)休館日を変更します。

2. 改正の概要

- (1)第 2 条の表

第 2 条の表中に

中央区文化センター	青少年コーナー ロビーその他の便益施設
-----------	---------------------

を追加する。

また、葺合文化センター及び生田文化会館を削除する。

※勤労会館条例施行規則は合わせて廃止します。

- (2)第 6 条

- ①第 6 条第 1 項第 1 号年末年始の休館日について、「12 月 28 日から翌年1月 4 日まで」を「12 月29日から翌年1月 3 日まで」に変更する。

- ②第 6 条第 1 項第 2 号について、

A. 中央区文化センターについては、例月の休館日は無いものとする。

B. 長田区文化センター(別館ピフレホール含む)の休館日について、「第3木曜日」を「第 4 水曜日」に変更する。

3 .施行予定日

2. (1)、(2)①及び(2)②Aについて、令和4年7月頃から施行します。

- (2)②Bについて、令和5年4月 1 日から施行します。